



# 鳥取県公報

平成 22 年 7 月 27 日 (火)  
号外第 7 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例及び鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る  
開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例 (44) (景観まちづくり課) . . . 3

## ==== 公布された条例のあらまし =====

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例及び鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

水質汚濁防止法の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

## (1) 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正

大規模集客施設の立地に係る要件を定める規定中、引用している水質汚濁防止法の根拠条項を改める。

## (2) 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正

都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域に係る要件を定める規定中、引用している水質汚濁防止法の根拠条項を改める。

## (3) 施行期日は、平成22年8月10日とする。

# 条 例

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例及び鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年7月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第44号

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例及び鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正)

第1条 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表第1(第3条、第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">総床面積が10,000平方メートルを超える規模</td> <td style="vertical-align: top;">                     1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。                      (1)～(4) 略                      (5) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の5第1項に規定する生活排水処理施設(市町村が整備したものに限る。)により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域(以下「排水区域」という。)であること。                      2及び3 略                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	総床面積が10,000平方メートルを超える規模	1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。 (1)～(4) 略 (5) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の5第1項に規定する生活排水処理施設(市町村が整備したものに限る。)により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域(以下「排水区域」という。)であること。 2及び3 略	略		<p>別表第1(第3条、第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">総床面積が10,000平方メートルを超える規模</td> <td style="vertical-align: top;">                     1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。                      (1)～(4) 略                      (5) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の4第1項に規定する生活排水処理施設(市町村が整備したものに限る。)により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域(以下「排水区域」という。)であること。                      2及び3 略                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	総床面積が10,000平方メートルを超える規模	1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。 (1)～(4) 略 (5) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の4第1項に規定する生活排水処理施設(市町村が整備したものに限る。)により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域(以下「排水区域」という。)であること。 2及び3 略	略	
総床面積が10,000平方メートルを超える規模	1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。 (1)～(4) 略 (5) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の5第1項に規定する生活排水処理施設(市町村が整備したものに限る。)により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域(以下「排水区域」という。)であること。 2及び3 略								
略									
総床面積が10,000平方メートルを超える規模	1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。 (1)～(4) 略 (5) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の4第1項に規定する生活排水処理施設(市町村が整備したものに限る。)により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域(以下「排水区域」という。)であること。 2及び3 略								
略									

(鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例(平成21年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(市街化区域と一体的な地域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域</p>	<p>(市街化区域と一体的な地域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域</p>

<p>(以下「指定区域」という。)は、大規模連たん区域内の土地(市街化不適當区域内に所在するものを除く。)のうち、次に掲げる要件を備えたものの区域とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の5第1項に規定する生活排水処理施設(市町村が整備したものに限る。)により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域内に所在すること。</p> <p>2 略</p>	<p>(以下「指定区域」という。)は、大規模連たん区域内の土地(市街化不適當区域内に所在するものを除く。)のうち、次に掲げる要件を備えたものの区域とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の4第1項に規定する生活排水処理施設(市町村が整備したものに限る。)により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域内に所在すること。</p> <p>2 略</p>
---	---

## 附 則

この条例は、平成22年8月10日から施行する。